

郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について

令和6年7月
郵政行政部

- 空家法改正に伴う更なる空家等対策への郵便局データの提供に関するニーズが寄せられている。

寄せられているニーズ	根拠法令	必要となる郵便局データ	提供先
転居届情報の提供対象となる空家等の拡大	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	転居届に係る情報	地方自治体

- 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」については、比較衡量の結果、郵便物に関して知り得た他人の秘密を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められるときは、第三者提供が可能となると考えられる事例として郵便分野ガイドライン解説に追記することが考えられる。

- 空家等対策の追記に関しこれまでにいただいた主なご意見の概要

- ・（特定空家のうち現在対象となっていない著しく景観を損なっている状態について、）景観の悪化が地域社会の安全安心の悪化につながることは十分にありえるので、社会的な合意を得ることは可能なのではないか。
- ・ 特定空家等で「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にある」場合を追加する趣旨は理解。「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」はやや抽象的。現状の対応可能類型が「周辺住人や通行人の生命、身体を保護するために必要」な場合であることからすると、この段階で拡大可能な範囲は「周辺住人や通行人の財産の保護のために必要」のあたりまでではないか。また、生命、身体と財産の間には保護法益としての明確な差異があることから、「財産の保護のために緊急の必要がある場合」のようなものとすべきではないか。
- ・（単なる）空家等まで情報を取得するのは多分広過ぎる。特定空家等、管理不全空家等はもう相当まずいことが明らかであれば市町村が情報を把握することに説得力がある。
- ・ 秘密を守られる利益を検討の上、情報を用いることによる利益との比較衡量を行うことが必要。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

- 事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
 - ② 当該自治体が他に知り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと
- 事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。
- 事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- 事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。